

国際委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(5), 第57条, 及び委員会規程に基づく国際委員会(以下, 委員会という。)は, 本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は, 次の国際交流事業を行う。
 - (1) 海外学術団体との学術研究協力
 - (2) 研究者派遣, 研究者招聘
 - (3) その他, 必要な国際交流事業
- 3 委員会は, 委員若干名で組織する。
 - 2 委員は, 正会員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
 - 4 委員長は, 理事または代議員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 5 委員長の任期は, 理事または代議員の在任期間とする。
 - 6 委員長指名による副委員長を置き, 委員長を補佐する。
 - 7 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員が, その職務を代行する。
- 4 本規程の改正は, 理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は, 2002年3月16日より施行する。
- 2 本規程の改正は, 2007年9月17日より施行する。
- 3 本規程の改正は, 2010年6月20日より施行する。
- 4 本規程は, 2011年4月1日より施行する。
- 5 本規程の改正は, 2015年6月21日より施行する。